

第4号の3様式 (第12条関係)

保 育 所 転 園 申 込 書		
年 月 日		
(宛先) 中央区福祉事務所長		
申込者 (保護者)		
住 所		
氏 名		
電話番号 ()		
下記のとおり 年 月の初日から転園したいので、申し込みます。		
記		
申 込 児 童 名	生 年 月 日	在 園 中 の 保 育 所
ふりがな	年 月 日	
ふりがな	年 月 日	
ふりがな	年 月 日	
保 育 を 必 要 と す る 事 由	保護者① (申込者)	☐ 就労 ☐ 復職 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠・出産 ☐ 求職 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 学校等に在学 ☐ 職業訓練 ☐ その他 ()
	保護者② (配偶者等)	☐ 就労 ☐ 復職 ☐ 育児休業 ☐ 妊娠・出産 ☐ 求職 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 疾病・負傷・障害 ☐ 学校等に在学 ☐ 職業訓練 ☐ その他 ()
希 望 園 名	第 1 希望	
	第 2 希望	
	第 3 希望	
	第 4 希望	
	第 5 希望	
	第 6 希望	
	第 7 希望	
	第 8 希望以下の希望がある場合は、別紙を付けてください。	
転 園 を 希 望 す る 理 由 (具体的に)		

転園申し込みに関する確認事項

(1) 申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

(2) 転園内定・転園決定の取消

- ① 提出された保育所転園申込書、保育の必要性を証明する書類に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取消または退園になります。
- ② 提出された保育所転園申込書、保育の必要性を証明する書類の内容と転園内定または転園決定後の実態に差異がある場合は、内定取消または退園になります。
- ①または②に該当した場合、元の園には戻れないため、退園となります。

(3) 転園内定の辞退

転園の申し込みを行い、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。
そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、保育所入所（転園）申込取下届を速やかにご提出ください。

なお、取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

(4) 保育所転園申込書の有効期間

利用希望月に転園が保留となった場合、保育所転園申込書の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います。申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（1月および2月を除く）のうちいずれか早い日となります。引き続き転園を希望される場合は、申込期間が終了する前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。

なお、転園申込の有効期間内に在園中の保育園を退所した場合、転園申込は自動的に取り下げとなります。

(5) 育児休業取得中の方の利用調整

既に保育園に通っているお子さんの弟・妹の育児休業を取得している場合、上の子の転園の利用調整は妊娠・出産の指数で行います。復職が確認でき次第、就労の指数で利用調整を行います。

(6) 兄弟姉妹で転園申し込みする方

本申込書と併せて兄弟姉妹入所（転園）条件確認表の提出が必要です。

(7) お子さんの健康状態について

以下の項目のうち、該当する方にチェックしてください。記載がない場合、健康状態は「良好」として取り扱います。

また、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合は、健康状態調査書をご提出ください。

なお、その申し出がなく転園内定後に判明した際は、内定を取消とすることがあります。
その際は、元の園も退園になります。

お子さんの健康状態について

☐ 健康状態は良好です。

☐ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合
※健康状態調査書をご提出ください。